

砥 部 町 議 会
平 成 27 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 6 月 11 日	
招 集 場 所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成 27 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告	
出席議員	1 番 小西昌博 3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
欠席議員	2 番 古川孝之	
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 副町長 上田 文雄 教育長 武智 省三 総務課長 重松 邦和 広田支所長 佐伯 修二 企画財政課長 大江 章吾 戸籍税務課長 岡田 洋志 保険健康課長 相原 清志 介護福祉課長 門田 伸介 建設課長 白形 敏明 産業振興課長 萬代 喜正 生活環境課長 柿本 正 国体推進課長 西松 伸一 会計管理者 大野 哲郎 学校教育課長 坪内 孝志 社会教育課長 前田 正則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
議員の指名	4 番 松崎 浩司 5 番 佐々木隆雄	
傍聴者	12 人	

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 35 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

・散 会

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 27 年 6 月 11 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから、平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集の挨拶がございます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） みなさんおはようございます。平成 27 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。今年は、平年より 2 日早く梅雨入りし、農家では、田植えも終盤を迎え、初夏の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。さて、昨今、日本列島を襲っております自然災害でございますが、昨年 9 月に発生した御嶽山の噴火、今年に入り、箱根山の活発な火山活動、先月には、鹿児島県の口永良部島新岳の噴火と、全国で火山活動が活発化しております。また、小笠原諸島沖で発生した地震におきましては、観測史上初めて、47 都道府県の全てで震度 1 以上を観測いたしました。世界的にも、マグニチュード 9 クラスの大地震が起こった後には、大噴火が発生しております。1707 年の富士山大噴火の 49 日前には、マグニチュード 8.7 の宝永東海・南海地震が発生しております。過去のケースからも、近い将来発生すると言われております南海トラフ地震は、いつ起こるのではなく、いつ起きてもおかしくはない状況であろうと思っております。防災・減災を進めていくためには、地域の防災力を高めることが重要であります。町民の皆様には、今一度、自宅近くの避難所はどこにあるのか、避難ルートはどこが一番良いのかなど、身近なところから考えていただき、防災意識の向上に努めていただきたいと思います。さて、今年は、戦後 70 年を迎えます。日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んでまいりました。今国会では、国家の安全保障に関する重要な法案が審議されております。集団的自衛権の行使、国際テロ組織によるテロの脅威、隣国との外交問題など様々な課題を踏まえておりますが、十分な議論のうえ慎重審議を期待するところでございます。また、地方創生に関する法案も審議されておりますが、本町におきましても、今年度から本格的に総合戦略の策定に取り掛かっております。地域の特色や地域資源を活かした住民に身近な施策を幅広く盛り込み実施できるよう、産業界、大学、金融機関など各分野からのご意見を反映させていきたいと考えております。また、策定段階において、議会のご意見等も伺ってまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の承認が 2 件、出資法人等の経営状況の報告が 3 件、平成 26 年度繰越計算書の報告が 1 件、計画書の報告が 1 件、条例の一部改正が 2 件、補正予算が 2 件、人権擁護委員の推薦が 1 件、合わせて 12 件となっております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議によ

り、ご議決、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上で、開会に当たりましての、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（平岡文男） これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。2番古川孝之君から、今期定例会の欠席届が出されております。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡文男） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番松崎浩司君、5番佐々木隆雄君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（平岡文男） 日程第2会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る6月4日の開催の議会運営委員会において、本日から6月19日までの9日間としております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（平岡文男） 日程第3諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告をいたします。次に監査委員より、4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について、16人の議員全員を派遣し、5月13日に議会報告会を砥部中学校にて開催し、約40名の参加がありましたので、ご報告をいたします。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（平岡文男） 日程第4行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。まず総務課危機管理関係でございますが、(1)3月1日、消防団員28人が町内全域を対象に春季火災予防運動防火パレードを実施し、火災予防を呼

びかけました。(2) 5月9日、砥部町八倉の重信川河川敷において、消防団員199人が水防工法訓練を行い、梅雨の出水時に備え、水防技術の習得に努めました。(3) 6月7日、宮内小学校区を対象に、土砂災害を想定した避難訓練を実施しました。地域住民と消防団等関係者221人が参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図りました。避難訓練終了後、宮内小学校体育館において、防災キャラバン in 砥部町を開催し、松山地方気象台次長、愛媛大学防災情報研究センター客員教授、それから消防職員が防災・減災についての講演を行いました。選挙管理委員会関連でございますが、愛媛県議会議員選挙が4月12日に行われました。当日有権者数、1万7,750人。投票者数、9,543人。投票率、53.76%でございます。砥部町での各候補者の得票数はご覧のとおりでございます。

企画財政課でございますが、2月3日から5月25日までの落札の状況でございます。入札件数、57件。設計金額の総額、2億4,498万円。落札総額、2億1,183万円。落札率は86.5%でございます。①建設工事16件で、内訳につきましてはご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。②測量・建設コンサルタント9件。③その他の委託業務20件。④物品購入12件でございます。内訳はご覧のとおりでございます。

(2) 砥部町人口ビジョン及び砥部町総合戦略策定支援業務委託でございますが、公募型プロポーザルにより、応募のあった3者の提案書を審査した結果、いよぎん地域経済研究センターと852万1,200円で契約を締結いたしました。(3) 中学生海外研修事業でございますが、13人の応募があり、審査の結果10人を選定いたしました。旅行会社の選定については、指名型プロポーザルにより、4者を指名した結果、2者の参加があり、審査の結果、日本旅行松山支店に決定いたしました。

保険健康課ですが、平成27年度から平成36年度までの10年間の砥部町の健康づくりの指針となる健康づくり計画及び食育推進計画を作成し、概要版を5月号広報とべと共に全戸配布いたしました。

建設課の関係でございますが、町営住宅川下団地外部補修工事は、4月30日に完成いたしました。

産業振興課の関係でございます。32回目を迎えました砥部焼まつりが、4月18日、19日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に開催されました。昨年好評だった大抽選会を行うなど、多彩なイベント実施し、県内外から約8万人が訪れ賑わいました。

3ページをご覧ください。生活環境課、公共下水道関係でございます。面整備、八倉区でございます。進捗状況は5月末現在5%でございます。水道事業関係、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その15。原町・上原町でございますが、進捗状況、5月末現在5%でございます。

国体推進課の関係でございます。愛顔つなぐえひめ国体バドミントン競技会場等設計業務委託でございますが、公募型プロポーザルにより応募のあった3者によるプレゼンテーションの結果、レンタルのニッケン松山営業所と75万6千円で契約を締結いたしま

した。

学校教育課の関係でございます。平成27年度の学級編成でございます。5月1日現在ですが、①保育所が、総園児数276人、部屋数19室。②幼稚園が、総園児数176人、部屋数9室。③小学校、総児童数1,198人、学級数57学級。④中学校が、総生徒数577人、学級数17学級でございます。詳しくは次の4ページからをご覧ください。4ページ5ページにそれぞれの年齢別、学級別の編成を載せておりますので、ご覧ください。続きまして5ページの中ほどをご覧ください。社会教育課の関係でございますが、(1)3月7日から5月31日まで開催いたしました、坂村真民記念館開館三周年記念特別企画展、吉永邦治と坂村真民の世界には、3,062人の来館がありました。6月6日から、次の企画展、坂村真民と家族の絆を開催しております。(2)第49回愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会が、3月8日、広田地区の総津から中野川をコースに開催されました。190チーム、1,258人の選手が自慢の健脚を競い、本町からは9チームが出場いたしました。(3)5月10日、文化会館ふれあいホールで、ショパンビレッジフェスティバル in 砥部町が開催されました。ポーランドの有名なピアニスト2人が華麗な演奏を披露いたしました。ウェルカムコンサートとして砥部中学校の箏曲部と吹奏楽部が演奏いたしました。同時開催のぽっかぽかまつりでは、愛媛大学の留学生たちが国際色豊かな料理を出店し、まつりを盛り上げました。以上で行政報告を終わります。

○議長（平岡文男） 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長（平岡文男） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 7番面岡でございます。2問質問をいたします。第1問は、本町の児童減少に対する取り組みはどのようになっているのか。例外地域を除き、全国的に少子高齢化、人口減少が進んでおります。県も各市町村も深刻な問題として捉えていますが、具体的な解決策はまだありません。他の市町村の良い取り組みはもちろん学ばなければなりません。本町に合った児童減少のストップ対策を考えることが最も大切であると考えます。また、町全体の人口減少が緩やかなのは、高齢者の寿命が伸びているだけであるのに危機感が薄れているように感じます。現在、児童・生徒数は大きく減少しており、砥部中学校の生徒数の推移をみると、平成元年が1,101人を最高に平成27年現在、広田を合わせて577人まで減少しています。これは半数になったということがあります。これからの児童減少に対する取り組みについて、町長のご所見をお伺いしま

す。

第2問。本町のこれからの農業をどうするのかについて、お伺いをいたします。農業産地では全国的に農業従事者が高齢化により減少し、そして、耕作地の減少などにより食料自給率も下がってきておると思います。今日、異常な気候変動により、干ばつ、集中豪雨、大型台風、竜巻などが多発しています。世界規模で農作物が不作になった時、本町の食料確保は大変になると思います。砥部焼とみかんの町、砥部町において果樹農業は基幹産業でもありますが、現状は、農家数は減り、高齢化が進み、若い後継者が少なくなり、その結果、耕作地の面積は平成7年から平成22年までの15年間に1,094ヘクタールから592ヘクタールに減少いたしました。約46%になったということです。町長は、この現実をどのようにお考えなのかお伺いをいたします。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、児童減少に対する取り組みについてのご質問ですが、ご指摘のとおり、砥部町の児童・生徒数は、年々減少しております。首都圏への若年層の人口流出や出生率の低下によるものが大きく、その大きな要因として、地方に働く場所が少ない、子育てにかかる経済的負担が大き、そういったことなどが挙げられております。そのため、子育てにかかる経済的負担の軽減や妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の強化を目的に、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業などの従来からの子育て支援事業に加え、今年度は新たに、放課後児童クラブの拡充、放課後子ども教室の開設、中学生までの医療費の無料化、更に、今定例会において、子育て用品の購入費の助成、不妊治療費の助成、赤ちゃんふれあい体験事業などを行うための補正予算をお願いをしております。現在、人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略の策定作業中ではありますが、重要なことは、面岡議員さんご指摘のように、本町にあった対策であることだと思います。本町にあった対策は、砥部町ならではの魅力ある教育、産業振興、健康づくり、安心安全なまちづくりなども絡めて組み立てるものであり、各施策が連携してはじめて児童減少に歯止めがかかるものだと考えております。児童減少問題は、児童福祉が一手に抱えるものでもありません。様々な切り口で考えることが重要でありますので、役場一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どうするこれからの農業についてのご質問ですが、本町では、農家の高齢化や減少に伴い、耕作条件の悪い急傾斜地等での放棄地が年々拡大しております。このような中、農業産地の活性化のためには、担い手を確保することが最も重要であると考えており、地域農業の中心となるべき認定農業者や認定新規就農者に対し、補助単価の上乗せや、認定新規就農者への機械導入に対する支援等、一般農家との差別化を図った施策を実施するとともに、より多様な担い手を確保・育成し、持続力のある農業振興を今後も続けてまいりたいと考えております。また、鳥獣被害による生産意欲の減少は、農業

離れや耕作放棄に繋がる大きな問題ともなりかねませんので、これにつきましても、適切に対処してまいりたいと考えております。農業は、砥部焼とともに砥部町を代表する産業であり、基幹産業の振興は、地域の活力を生み出し、地域経済を活性化するためには欠かせないものでありますので、今後も最重点課題として取り組んでまいります。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） ただいま説明をしていただきました。色々な中学校の無料化とかも、そういう子育てのサポート、そういうことは本当に大切なことで、やっていかなければならないということは、ご承知のとおりだろうと思います。しかし、人口が増えるということは、若い家庭ができる、その人らがちゃんと生活ができて、子どもができるということだろうと思います。そういうことで、そういうためには何をすべきかというふうに、やはり一步一步進んで考えていったらというふうに考えます。そこで、やはりそういうことをやる、町一丸となっても言われましたけれども、色々一般の人も含めて、共同に言われておりますが、やる志のある人がやっぱり真剣に、将来を考えてそういう人が集まって話すような場というか、そういうものはできないかなと、そういうことに関しては、町長、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの面岡議員さんのご質問にお答えいたします。そのことにつきましては、2、3日前ですけれども、県の町村会がございました。9町の町長が集まる会でございますけれども、そこでいろんな提案がございまして、その中で1つには、各町村で、やはり少子化というのは、これから結婚していただくというふうなことが非常に大切ではないかというふうなことで、各町村から10名ぐらいの人を出していただいて、男性5名女性5名ぐらいで、とりあえずどこかで集まっているいろんなまちづくりとか、そういったところを話すような場を持つてはないかというふうなお話もございまして、9町の町長全員これはいいことだというふうなことで、ぜひ進めようというふうな話もございまして、それは1つにはやはり、若い人がこれからのまちづくりをどうするかということを議論していただく、そういった中からまた、結婚というか婚活と言いますか、というところに発展すればいいなというふうなことで、ぜひそれも進めたいというふうなことでございますので、今、面岡議員さんからご質問ございましたようなことも、これからも町内外でいろんな角度で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（平岡文男） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） そういう、町の方、県の方でも集まっていただいて色々な人が話をしてやっていく、これは本当に大切なことでありますけれども、これは空論と言いますか、言葉では簡単なんで、それだけでやっぱりどうかなと、やはり段々こう前向いて進んで、皆さんが集まって意見が出て、そしたらじゃあそれをどうしていくかという

ように、具体的なことを進めていくような、やっぱりそういう会を作って、本当にもう後がない、今は砥部町の人口と言いますか、これ非常に減少率が緩やかなんですよ。頂点の時は2万2,700人ぐらいですかね、今2万1,850人程度、一旦ピークから減っておるんで、まあ大したことはないじゃないかというような意識があるかもしれませんが、中学校はもう半減してますから。半分になってます。だから、団塊の世代とか、いろいろな人が段々となくなればものすごい減少になってきますから、どうしても早急に、真剣に取り組まなければ大変な問題になるのではないかと。いろいろ保障と言いますか、今の学校の無料化とか、いろんな問題が一番例に上がるかと思うんですが、そういうこともやはり持続可能でなければ、ということは、やはり人口を増やさなければ基本的に何もできない、そういうふうに思います。だからこれはもうひとつ、どうしても真剣にやっていただきたい。農業の問題もやはりやっていきたいというそういう志を持った人と、それを助けるというような、役場にもそういう担当を、前にも言ったことあるんですが、作って、本当にこういう、砥部の中山間ですとか、そういうところではできるようなものを真剣に考えて、少しでも若い人が希望を持って農業の後継が保てるような、そういうことを前向きに、具体的にやっぱりひとつ考えていただいたらなと思うんですが、その点、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、少子化の問題につきましては、私思っておるんですけども、今、国におきまして、総合戦略というふうなことで、この少子化対策に取り組んでおりますけれども、私は少し遅きに失しておるというふうなことで、もうすでに今の日本全国の人口の減少化というのはもう見えておったわけですから、もう少し早く国においても取り組んでいってほしかったなというふうなことを思っておりますし、また、先ほどの西岡議員さんのお話でもございますが、例えば、愛媛県で今本当に、基本的には子どもが増えなければ人口増にはつながりません。たとえば、砥部町とどこかの町で行き来して砥部町に人口が増えた、そういうことについては、実際に愛媛県の人口が増えたというふうなことにはなりませんので、今回の問題につきましても、例えば松山市へ人口増えるけれども周辺の地域は減るというふうな現象が起こります。そういったところで、各自治体が一生懸命頑張って移住や定住の促進というふうなことで、そういった形で人が増えるというのは、本当の人口増にはつながらない、それはもう今これからの15歳から64歳までの生産人口をどうするかというふうなことを真剣に考えていかなければならないというふうなことでもございますし、これについては本当にどこの自治体でも国でもですけども、妙案があるわけではございませんので、色々な角度から一つひとつこのことについては検討してまいりたい。農業の問題でもございますけれども、今確かに農業につきましては、かなり高齢化しておりますし、耕作放棄地も増えておりますが、ただ砥部町の場合は、紅まどんなに代表されるようなブランド品果実につきましても、一生懸命皆様方が取り組んでおりますし、また広田地域においての高原野菜等につきまし

ても、後継者が育っておりますし、元気な農業もたくさんあるというふうに思っておりますので、そういったところを伸ばしていくというふうなことで、これから農業の推進に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 今、本当に真剣に考えて、そういう特産物の紅まどんななどをやっておるというような具体的なことを言われましたけれども、これは本当にいいことで、どんどんとそういうものを増やしていく、そういうことにさせていただきたいと思えます。本当にこれから大変な時代であります。特効薬というようなものはもうありませんから、一つずつ小さな、本当に一人若い人が、一人育っていくことを大切にするような、そういう政策をひとつみんなで共有して、町、それからやはりそういう志のある若い人、また議会の皆さんも、みんなでこれは盛り立てていかなければならない、口だけでこうですああですというのは、座して死を待つと同じようなものでありますから、やはり実行が大切であろうかと思えますので、ぜひそこらあたりをちゃんと考えていただいて、頑張っていけたらと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君の質問を終わります。次に5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。議長の許可を得て、質問をいたしたいと思えます。まず第1点目は、跳べTOBE健康プランというものが、先ほどの報告の中にもありましたが、立派な冊子ができました。それを見ての感想から含めて質問に入らせていただきたいと思います。砥部町第2次健康づくり計画・食育推進計画ができました。計画策定プロセスを見てみると、アンケート・住民インタビューの実施や様々な統計資料などにより現状分析を行い、おとな・子ども・食という3つのグループに分けて、ワーキング委員会で色々検討を経て、策定委員会で最終的な計画書ができあがっていました。この冊子を見ますと、写真やイラスト、資料などふんだんに配置されており、見てもらえるようなキメ細かい対応もされていて、私自身、関係者の方に、このご尽力に対しては、敬意を表したいと思えます。2つの計画が相互に作用しあって、住民のみなさんのよりよい暮らしの手助けとなるよう、また住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組めるよう、この計画の実現を目指していきます、と町長は冒頭のあいさつ、冊子の裏表紙のところにも述べておられますが、私もこの計画を推進、積極的に推進するために一つ提案をさせていただきたいというふうに思えます。それは昨年10月に、当時私は厚生文教の常任委員会に属しておりましたが、ここで静岡県袋井市を訪問して研修いたしました。この袋井市というのは、人口が約8万7千人で、旧袋井市からさらに合併して新の袋井市になった経過もあるんですが、2回にわたって、日本一健康文化都市宣言というのを行ったようなところなんです。非常にこの袋井市というのは、健康づくりや食育計画を全国でも推進をしているというふうに言われている、そういうところがございます。この袋井市の健康マイレージ制度は、毎日の健康づくり、これは運動・食事・ウォーキング、ウォーキングというのも運動の1つなんです、例えばですね、運動とい

うのは、1日に腹筋を何回しようだとか、具体的に自分で目標を決めます。食事についても、例えば野菜を中心に取ろうだとか、必ず時間を決めて取ろうだとか、個々が自由に設定できます。で、ウォーキングというのは、歩数ないしは歩行時間、これを毎日記録するという、それだけのことなんですけども、そういう実践記録をポイント化し、貯めたポイントを公共施設の利用券や民間の登録サービス券と交換、あるいは幼稚園や学校などへ寄付する制度です。参加することで人づくりやまちづくりにも貢献できるといった内容のものです。ポイントを集めること自身が目的ではありません。砥部町においても町民共通の理念として、健康づくりの重要性を広げていくための取り組みとして、全く同じ制度ということではありませんが、何か具体的に参加しやすいような制度として、導入してはいかがでしょうか。これが第1点目です。町長にお尋ねします。

第2点目に入ります。昨年の7月、安倍内閣は臨時閣議で、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定を行いました。歴代内閣は長年、憲法九条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきましたが、安倍首相は、その積み重ねを崩し、憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行いました。そして、集団的自衛権行使の法制化など、自衛隊活動拡大を図る安全保障関連法案が第189回通常国会に提出され、5月26日衆議院本会議で審議入りをしました。この発言通告を出す時点で、それまでに出ていた日本経済新聞や、テレビ東京、毎日新聞の世論調査では、法案そのものや今国会での成立反対が多数を占めておりました。それから、これは新聞赤旗の記事で見つけたものなんですけど、東北六縣市町村長九条の会連合の第2回総会が5月22日、山形市で開かれ、首長や首長経験者ら33人が参加し、憲法九条を守り、戦争法案に反対する緊急アピールというものを採択しました。同アピールは、市町村民の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争だと強調し、安倍政権の戦争法案の国会提出を、日本国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するもの、と批判して、全国の国民と都道府県知事、市区町村長らに、戦争法案に反対する運動への参加を呼びかけ、戦争法案を廃案にし、他国の戦争に日本が巻き込まれようとする動きを完全に止める、と訴えております。同会は東北地方六県の首長、首長経験者による九条の会の連合で、党派にとらわれず憲法を守り生かすことを掲げて、昨年の5月に結成されたそうです。その後の国会審議では、ご存じのように安倍首相は、丁寧に説明して国民の理解を得たい、と言っておりますが、質問に対する答弁が、かわしたり、怒っていたり、長々と説明するなど、なかなかまともな回答になっていないということも多く、国民の不安を解消し理解を得たとは言いがたい状況ではないでしょうか。町民にとっても非常に重要な法案です。町民の安全を守るのが町長の最大の役割であります。東北六縣市町村長九条の会連合の呼びかけに応え、安倍内閣に対して法案反対の声を届けて頂きたいと私は思っております。町長のお考えをお尋ねいたします。以上2点です。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、跳べ TOBE 健康プランを積極的に推進するためについてのご質問ですが、ご承知のとおり、本町では、健康づくりと食育を一体的に推進していくため、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の健康づくりの指針となる第 2 次健康づくり計画及び食育推進計画を作成し、5 月にその概要版を全戸配布させていただきました。この計画では、健康に関する課題に対して、具体的な重点目標と基本目標を定めるとともに、個々の基本目標に対して具体的な数値目標も設定しております。これにより、毎年、計画の進捗管理を行いながら、事業や活動の検討・見直しができるものとなっております。計画で定めた重点目標と基本目標を達成していくためにも、まずは、きめ細かく設定した事業計画を着実に実践してまいりたいと考えております。また、住民の健康づくりを促進する新しい有効的な取り組みとして、ご提案いただきました健康マイレージ制度も視野に入れながら、砥部町の事業計画に見合った規模の取り組みを、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

次に、安保法案成立に反対についてのご質問ですが、今まさに、国会では、安全保障関連法案の審議がなされている最中であります。先月末に共同通信社が行なった世論調査では、国民の 80 パーセントの方が、法案の説明が十分ではない、あいまいでわかりにくいという結果が出ておりました。また、多くの国民から、なぜ日本が集団的自衛権を行使しなければならないのか、なぜ今やらなければならないのかがよくわからないという声も上がっているようです。私も、町民の安全・安心を守ることを一番に考えておりますことは、言うまでもないことではありますが、国政上の極めて重要な問題であるこの法案の審議には、非常に注目をしているところでございます。いずれにしましても、この国会において、十分な議論がなされ、国民が納得できる審議結果を期待したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） まず 1 点目なんです、私はこの冊子を議員控室に置いていただいていたので、丁寧に一字一句までというところまではいっておりませんが、かなり見させていただきました。町長が言われたようにですね、いろんな目標数値も掲げ、それをチェックするというふうなこと述べられております。非常にいい計画書だというふうに思っております。そんな中でですね、冒頭にも言いましたが、せっかくやるんだから、もっと参加者が自分で意識するような仕掛けとして、この健康マイレージ制度のようなものがあれば、いいんじゃないかなというふうなことで、提案させていただきました。少し袋井市の取り組みの中身を、紹介だけさせていただきたいと思っております。平成 25 年度の場合なんです、期間が 7 月の 1 日から 31 日までで実施したそうです。15 歳以上の人と、3 歳から 15 歳未満、中学生までの子どもの参加方法と、それから 15 歳以上の人の方法をちょっと変えて、電話、携帯、パソコンなんかで、できるイースマイルとい

うのと、カードに手書きで記入していくやり方の2つ、どちらでもいいというふうなやり方で、とにかく子どもは、特に野菜をたくさん食べるということをメインに、この運動を呼びかけたそうです。参加者が1万706人。でも圧倒的に中学生以下が多くて、9,087人、15歳以上の方が1,619人だったそうです。ポイントが、64万8,486ポイント。そのうち61万8,486ポイントが実際に利用されたそうです。その利用されたうちの42万8,331ポイントは、寄付だったそうです。学校や幼稚園とかですね。残りの19万いくらかのポイントは、実際にお店で使ったり、公共施設で使ったりというふうな使い方をされたそうです。なお、中学生以下はすべて寄付をしたと、学校に寄付をしたというふうな、そんなデータもあったそうです。それで、これの26年度の当初の予算なんですが、327万9千円。うちサービス券とかポイントの寄付に対する費用として、ちょうど半分ぐらいになるんでしょうか、165万1千円。残りの半分は、印刷費だとか、そういう事業の案内だとかいうふうなものに使ってるというふうなことだそうです。そういう1つの、これを参考にさせていただいて、町長の答弁の中にも、これも1つの案として検討の中身にしてもいいというふうなお答えもいただきましたので、これはまた担当課も含めてですね、また町民の声の集約もしながら、全体としてですね、砥部町民が、健康づくり、食育づくり、一生懸命進めていると、先ほどの質問の中でも町長も安全安心して暮らせるまちづくりのところでも、やっぱりそういうことも大事だというふうに言われておりましたので、これは全町あげて取り組んでいく重要な中身だと思いますので、ぜひ、進めていただきたいというふうに思います。

さて、2点目の方なんですが、町長も自ら言われましたようにですね、町民のトップに立つ者として、非常に大事な問題であるというふうに捉えられているというふうなご回答がありましたんですが、私は今の国会のやりとりを見てますと、非常に中身が問題だらけではないかなというふうに思ってるわけですね。それで、少し町長のご認識をお尋ねしたい部分もあるんですが、アメリカがもともとイラクやベトナムで戦争を起こした時に、いろんな口実を使って、先制攻撃を始めましたですね。先制攻撃が国際法上は違反だというのはご存知でしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そのように認識をしております。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） そして、このイラクや、例えばアフガニスタンに行った口実が、実はでたらめでしたというのも、この前の国会の議論の中でも出されて、それはアメリカがすでにあれは間違いだったと認めているというやりとりもありですね、それについて、日本は何かそのアメリカにそういうことを確かめたのかどうかだとか、それは間違いだ、ノーというふうなことを言ったのかというふうな質問に対して、答弁は一切なかったんですが、そのような政府の対応について、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今のご質問ですけれども、政府が対応したことを、町長がどうこたえるというのはあまり、私はそういうことに答えたことがありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 町長、遠慮しないで言うだけでいいと思うんですけれども、これはやっぱり町民の暮らしにかかわってくることでありますから、国のことに対して、どうこうというレベルではないんじゃないかと私は思うんですね。ましてその、アメリカが国際法違反の侵略戦争を始めて、多くの国からは批判や非難、当然あったわけです。ところが日本の政府は、それについて、例えばイラク戦争においても武器があるんだというふうなことで行ったがなかったというふうなことで、当時の小泉総理でしたですか、言うておりましたが、その結果について、アメリカに対して何も言っていないというふうなことなんですよ。それはその、やはり国民としてですね、あの戦争というのはおかしかったんじゃないかというふうに、もっともっと言うていいと思うんですね。私が最初の東北六県の九条の会のそれぞれの市長さんや元市長さん、これは党派を超えて集まってる方々なんですけれども、この人たちは、ちゃんとトップの立場としてですね、明確に反対をということまで言うておられるわけですから、なにも町長遠慮されることはないと思うんで、疑問に思うことはもっと、おかしいぞだとか、間違いじゃないかというふうなんかも、本当は言うていただきたいなというふうに思います。それから、PKOという活動がありますが、今回の審議の中では、この法案も内容を変えて、国連と関係のない活動、例えば停戦合意がされても、戦乱状態が続いていると、これにも自衛隊を派遣するというような内容のものになっております。これはアフガニスタンでは、国際治安支援部隊というんですが、ここでは3,500人、それからイラク多国籍軍には、4,200人もの実際に行った人たちの戦死者が出ているというふうなことも報告されております。今のままだと日本の自衛隊が行って、この人たちの中に数字が含まれるようなことにも当然なってくるわけなんです。そういう意味では、この法案はやっぱり、自衛隊員の、日本では今まで戦争で人を殺したとか殺されたということはまだないんですが、実際には、この間の国会のやりとりを見ても、何らかの形で、こういう活動に参加したうちの、ちょっと今数字は忘れちゃったんですが、数十人の方が自殺をされてるというのが答弁がありました。その後のデータでは、2年間続いて100人以上自殺したというふうな報道も見受けられましたんですが、そういうようなこともやっぱり、自衛隊は今とリスクは何ら変わりませんなんて言うふうに答弁されてますが、そうじゃないということがはっきりしてるんじゃないかと思うんですね。そういうふうなことで、もっともっと、我々は声を大にしていかなければいけないし、何回も言いますが、町長の方は、やっぱり町民に向かって、一緒に反対しようじゃないかというぐらいの呼びかけもしていただいてもいいかなというふうに私は思っております。それからもう1つは、これもご存じだと思いますが、党首討論の中で、日本共産党の志位和夫委員長が質問した中に、ポツダム宣

言を安倍首相自身が読んでいないというふうなことがあって、これはもう内外でも大きな話題を呼びました。そんなことも含めてなんですが、衆議院の憲法審査会で、自民党などの推薦した参考人も含めて、3人の著名な憲法学者が、戦争法案というふうに言うておりましたが、憲法違反だというふうに言うておられます。これについては、町長お考えでしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の質問でございますけれども、これは3人の方に聞いたというふうなことで、3人のご意見だというふうに思っておりますので、その意見を聞いてすべてが憲法違反だというふうには私は思っていない、そう思っております。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今日の新聞見ますと、昨日少し中谷防衛相ですか、撤回をしたというふうな記事はありましたんですが、安保法制に憲法をどう適応させていくのかを検討して、法案をまとめた、という発言ですね。これは取り消しはしましたが、なんら考え方はやはり今の安倍政権の中では変わっていないと思いますが、憲法を政府が踏みにじる立場だというふうなことをやっぱり言うてるのではないかと思うんですね。もともと日本は憲法があり、そのもとに様々な法律があるわけなんですけど、今回その法案を憲法の上に置こうとしていると。これは立憲主義に相反することだというふうに思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 我々が日本国憲法を守ることは、重要だというふうに思っております。先ほどの佐々木議員の質問につきましては、私も今日の新聞を見ましたけれども、訂正もしておりましたので、そのことについては、その通りではないかというふうに思っております。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） いくつか質問もさせていただきました。町長自身も、かなりグレーな部分もあるんだなというふうな気持ちもあることもうかがえます。ただ、何回も言いますが、国民の大多数が反対し、憲法学者がこういう国会という大事な場面で、たしかに3人とはいえですね、多くの憲法学者の方もこれは違憲だというふうに言うておられます。とある方がフェイスブックでどんな人がいるんだと、賛成してる人がどんな人がいるんだというふうなことを調べたら、名前は忘れましたが、3人ぐらいの人がいるというふうなことをフェイスブックでですね、出たよというような記事なんかも読みましたが、そうすると今度は、菅官房長官は、数字じゃないんだというふうなことまで言うてて、とにかく白を黒と、いうふうに言い張るといふ、この論理がですね、本当に国民を、憲法を、民主主義をまさに蹂躪してるんじゃないかというふうに思います。私がここで演説するわけにもいきませんので、質問としては終わらせていただきますが、さっき言いましたようにですね、本当に大事な法案ですから、当然町長の最初のあいさ

つでも、慎重審議に検討、というふうなことも言われました。もちろんこれは当然のことなんですが、本当に国民が納得するような法案として、作っていいものかどうか。その辺の判断もこの議場におられる皆さんに、さらには砥部町の皆さんにも、私は訴えさせていただきたいというふうなことで、質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君の質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時45分です。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（平岡文男） 再開いたします。次に、3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので、本日は2問質問させていただきます。質問事項1、新教育委員会制度の移行後の現状は。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法が昨年6月に改正され、本年4月1日から施行されました。法改正により町長が招集する総合教育会議の設置が必須となり、その会議において教育の振興に関する施策の大綱の作成が義務付けされています。そこで、町長及び教育長のお考えをお伺いいたします。まず1、総合教育会議及び教育の振興に関する施策の大綱の策定において、教育行政の政治的な中立性が従来どおり確保されているか。2、国会における附帯決議のコミュニティ・スクールの設置の促進に努めることや、教育委員会会議や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すことへの対応についてです。ここで教育総合会議とコミュニティ・スクールについて説明させていただきます。総合教育会議とは、地方行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、町長が設置するもので、町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけです。次にコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度と言い、学校と保護者や地域の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。

続きまして、質問事項2、学校や公共施設などの防犯対策の強化を。不審者が学校に侵入し、子どもたちや教職員の安全が脅かされたり、通学路などで子どもたちに危害が加えられる事件の発生により、学校の安全確保について、これまで文部科学省及び関係省庁から防犯対策に関するソフト及びハード両面にわたる様々な指針、マニュアル、事例集が出され、予防措置を計画的に講じることの重要性が指摘されています。そこで、本町の小中学校、通学路及び公共施設の防犯カメラや通報システムなどの防犯設備の現状や今後の防犯対策について、町長及び教育長のお考えをお伺いします。以上2点です、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、新教育委員会制度移行後の現状について、まず総合教育会議及び施策の大綱についてのご質問ですが、今回の法改正の主な内容は、教育委員長と教育長の一本化による責任の明確化と会議の透明化、そして、ご指摘の総合教育会議の設置と大綱の策定であります。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、町長が設置し会議を招集すると規定されております。また、町長と教育委員会は対等な執行機関として総合教育会議という公開の場で協議、調整し、双方が合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行することとされていますので、早い時期に開催したいと考えております。なお、教育に関する大綱の策定につきましては、この総合教育会議におきまして、協議・調査を尽くしてまいります。中立性の確保につきましては、総合教育会議は、原則公開することとなっており、町長の教育行政への関わりが、町民の皆様にも明確にされることとなるほか、大綱に規定する内容を含め、総合教育会議で合意した事項につきましては、互いにその結果を尊重し、それぞれが所管する事務を執行しなければならないとされております。今後も、中立・公正な教育行政の確保に努めるとともに、教育委員会とこれまで以上に連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校や公共施設などの防犯対策の強化についてのご質問ですが、現在、施設利用者の保護を目的とした監視カメラと通報システムの両方を整備している施設は、学校施設のみでございます。他の公共施設につきましては、文化会館、図書館、保育所が、監視カメラ又は通報システムの何れかの一方を整備しているのみで、他の集客施設につきましては、施設利用者等の保護を目的としたシステムは整備をしております。一方、屋外の防犯体制につきましては、住民に対する防犯相談所長の委嘱、まもる君の家の委嘱又は区が設置する防犯灯の整備に補助金を交付するなどして、地域ぐるみの犯罪抑止を図っております。また、今年度は、警察、防犯協会と協力して効果的な場所に防犯カメラを設置することも考えております。防犯対策は、地域ぐるみで取り組むことが重要でありますので、ハード対策と合わせて、住民、関係機関と協力しながら犯罪抑止に努めてまいりたいと考えております。

この後、教育長が答弁いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。まず、1点目の新教育委員会制度移行後の現状についてですが、総合教育会議は大きく分けまして3点あります。大綱の策定、そして2番目の教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3番目に、児童・生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整することとされております。大綱につきましては、その地域の実態に応じ定めることとされており、学校の統廃合、少人数教育の推進や放課後対策、幼稚園・保育所などの幼児教育・保育の充実などに係る事項についての目標や、根本となる方針が考えられるところであります。総合教育会議の設置や大綱の策定は、町長の権限とされておりますが、教育委

員会の事務の執行権限はこれまでどおりとされております。教育委員会は、引き続き独立した執行機関となることから、中立性は、今後とも十分確保できるものと確信しております。次に、コミュニティ・スクールの設置促進についてですが、コミュニティ・スクールは、学校運営協議会制度と言われ、現在、本町にはありません。県下では26年度は2校が実施をしております。この制度は、保護者や地域の方が学校の運営に参画することによって、より開かれた学校づくりを推進するものであり、本町では現在、学校評議員制度を活用して開かれた学校づくりを進めているところであります。コミュニティ・スクール制度の導入に当たりましては、まず、保護者や地域の方々が、より主体的に学校運営にかかわろうとする機運を高めていくことが重要であると考えております。次に、教育委員会や総合教育会議の議事録の作成・公表については、努力義務となっておりますが、現在も教育委員会の議事録は作成しており、閲覧もできますが、総合教育会議の議事録についてもそのように対応してまいりたいと考えております。

2点目の学校や公共施設などの防犯対策の強化についてのご質問ですが、学校施設及び通学路の現状についてお答えします。まず、防犯カメラにつきましては、全ての小・中学校に設置しております。昨年度には、保育所、幼稚園、小中学校に通報システムも導入し、緊急時にはボタン一つで警備会社及び警察へ通報可能な体制となっております。通学路につきましては、昨年度、交通安全・防犯・防災の観点から、関係機関による危険箇所の合同安全点検及び安全対策を実施しており、併せて策定した通学路安全対策プログラムにより、定期的な点検・対策を進めることで安全性の向上を図ってまいります。また、学校においても、児童に対し、危険を予測し、回避する能力を身につけさせるための安全教育を進めるとともに、不審者情報のメール発信により、保護者や地域の方々との情報共有に努めております。学校の安全確保は極めて重要な課題でありますので、今後も関係機関と連携を図り、地域の協力を得ながら取り組んでまいりたいと思います。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。新教育委員会制度ということなんですけど、まだ現在新教育長ということは、まだ任期の途中ということで、まだ任命はされておりましたが、議会の同意を得て、町長が任命されるということなので、またよろしく願いをいたします。町長が設置される総合教育会議について、再度お伺いいたします。平成23年に起きました、滋賀県大津市中学校のいじめ事件により、責任体制や迅速な対応が課題となって改めて抜本的な改革が必要になったと伺っております。そこで、いじめ問題や、学級崩壊、暴力事件などが発生した場合など、総合教育会議における事件の対応について、再度町長、よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今後、総合教育会議で議論していくこととなりますけれども、そういったことにつきましても、責任の明確化をきちっと図っていかねばならないと

いうふうに考えております。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。今後、学校教育につきましては、町長、教育長の職務が今以上にお忙しくなると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。続きまして、学校や公共施設などの防犯対策について伺います。平成21年3月に発表されました学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集で、防犯設備の積極的な活用、特に防犯監視システムの普及が全国的に増加しており、多くの学校で防犯カメラと職員室などのモニター、録画設備などが導入され、正門にはカメラ付きインターホンを設置して、来訪者を確認したうえで、電気錠を解除したり、防犯ベルの設置や、防犯ベルを携帯させる学校も増加しておると聞いております。また、警察や消防への通報設備も整えられているのが現状だそうです。また、川崎市川崎中学校1年生が玉川河川敷で殺害された事件は、多くのPTAや子どもたち、教育関係者などに深い悲しみをもたらすとともに、問題提起がなされています。わずか1週間で容疑者が逮捕され、事件が速やかに解決した決め手は、防犯カメラの映像だと聞いております。事件現場付近には、複数の防犯カメラが設置されており、最近の凶悪な犯罪でも、防犯カメラが事件解決のための大きな手掛かりになる事例は多いと聞いております。そこで、本町でも学校公共施設などをはじめ、民間企業なども積極的に防犯カメラの設置を呼びかけたり、支援なども検討され、犯罪を撲滅し、安全な砥部町を目指し、防犯カメラシステムや、通報システムの一層の強化を図っていく必要があるのではないのでしょうか。現在学校などには防犯カメラシステムの設置はされると聞いておりますが、再度、町長のお考えを、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、学校施設等につきましては防犯体制、これを強化することは当然のことでございます。松山南防犯協会からの、松山南署からも要請がございまして、町内で3カ所ぐらい、防犯カメラを設置したいというふうなことで、町にも協力要請が来ております。そういったことで、町内でも不審者情報等結構ございますので、一般の道路にもそういった監視カメラ等をつける方向で今検討をしております。

○議長（平岡文男） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございます。砥部町も安心、安全なまちづくりということで、進んでいるということで、安心しました。また、今後、地域や団体、警察などの関係機関と連携して、防犯対策に引き続き取り組んでいただき、安心、安全な砥部町をつくっていただくようお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して全員協議会を開催したいと思います

いますので、よろしく願いをいたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

~~~~~

日程第 6 議案第 35 号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 再開します。日程第 6 議案第 35 号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長(門田伸介) それでは、議案第 35 号砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書をご覧ください。介護保険法等の改正に伴い、第 1 段階の介護保険料率を改正するため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。議案第 35 号資料の新旧対照表をご覧ください。第 4 条の保険料率についてでございますが、介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月から公費を投入して低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅並びに市町村の一般会計から特別会計へ繰り入れる額の策定方法等が定められました。そのため、町民税非課税世帯のうち、特に所得の低い者を対象に給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入して、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化することとなりました。具体的には現行の条例第 4 条第 1 号に該当します第 1 段階の者に係る保険料率は基準額 6 万 7 千円に対する割合が 0.5 で、保険料が 3 万 3,500 円ですが、改正により、基準額に対する割合が 0.45 で、保険料が 3 万 200 円となり、3,300 円の減額となります。そのため、この体制に伴い、第 4 条第 2 項といたしまして、前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 28 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3 万 200 円とする規定の整備を行ったものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用する、とします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(平岡文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） なしと認めます。

議案第 35 号の採決を行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 着席ください。起立多数でございます。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。この後続いて全員協議会を開催したらと思います。本日は、これで散会いたします。お疲れでございました。

午前 11 時 32 分 散会

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                                                                | 平成 27 年 6 月 12 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |
| 開 会                                                                  | 平成 27 年 6 月 12 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博                      3 番 菊池伸二                      4 番 松崎浩司<br>5 番 佐々木隆雄                      6 番 森永茂男                      7 番 西岡利昌<br>8 番 大平弘子                      9 番 政岡洋三郎                      10 番 山口元之<br>11 番 西村良彰                      12 番 井上洋一                      13 番 土居英昭<br>14 番 中島博志                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |
| 欠席議員                                                                 | 2 番 古川孝之                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長                      佐川 秀紀                      副町長                      上田 文雄<br>教育長                      武智 省三                      総務課長                      重松 邦和<br>広田支所長                      佐伯 修二                      企画財政課長                      大江 章吾<br>戸籍税務課長                      岡田 洋志                      保険健康課長                      相原 清志<br>介護福祉課長                      門田 伸介                      建設課長                      白形 敏明<br>産業振興課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      柿本 正<br>国体推進課長                      西松 伸一                      会計管理者                      大野 哲郎<br>学校教育課長                      坪内 孝志                      社会教育課長                      前田 正則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長 中山 晃志                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 傍聴者                                                                  | 6 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分第 2 号の承認について(砥部町税条例等の一部改正)
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分第 3 号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例等の一部改正)
- 日程第 3 報告第 2 号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 5 号 平成 26 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 6 号 砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告について
- 日程第 8 議案第 36 号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 37 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 38 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

・散 会

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 27 年 6 月 12 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（平岡文男） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 承認第 1 号 専決処分第 2 号の承認について（砥部町税条例等の一部改正）
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第 1 承認第 1 号専決処分第 2 号の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） 承認第 1 号専決処分第 2 号の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成 27 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第 2 号専決処分書でございますが、平成 27 年 3 月 31 日付で、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。それでは、承認第 1 号資料 1、砥部町税条例新旧対照表をご覧ください。1 ページをお願いします。第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下マイナンバー法と説明をさせていただきます。マイナンバー法において、納付書、納入書に法人番号等の記載をすることの所要の措置でございます。次に 2 ページをお願いします。第 23 条第 2 項でございます。法人町民税における外国法人の恒久的施設に係る規定を法人税と同様にするため、地方税の改正に伴う所要の措置でございます。続きまして、2 ページから 5 ページにかけてでございます。第 31 条第 2 項から第 4 項でございますが、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とするものでございます。続きまして 5 ページをお願いします。第 33 条第 2 項についてですが、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとしたものでございます。同じく 5 ページの 36 条の 2 第 9 項についてですが、マイナンバー法の規定による法人番号の規定を整備するものでございます。次に 6 ページをお願いいたします。第 36 条の 3 の 3 第 4 項でございますが、法律改正に合わせて、項ずれの整備を行うものです。同じく、6 ページから 7 ページにかけてでございます。第 48 条第 6 項及び第 50 条第 3 項についてですが、法人税法の改正に伴う所要の措置でございます。次に 8 ページをお願いします。第 51 条第 2

項第1号でございますが、マイナンバー法の規定による個人番号又は法人番号の規定を整備するものです。同じく8ページから9ページにかけて、第57条、第59条についてですが、地方税法の条ずれに伴い改正したものでございます。続きまして9ページから16ページにかけてでございますが、まず9ページ第63条の2、次に10ページ第63条の3、次11ページ第71条、次12ページ第74条、第74条の2、13ページ第89条、次14ページ第90条、次15ページ139条の3、第147条についてですが、マイナンバー法の規定による個人番号又は法人番号の規定を整備するものです。続きまして、16ページ附則でございます。第4条についてですが、法人税法改正に伴う所要の措置でございます。同じく、続きまして17ページ、第7条の3の2についてですが、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長したものでございます。続きまして、17ページから19ページにかけて、第9条、第9条の2についてですが、ふるさと納税の申告特例について規定したものです。これは、ふるさと納税者がふるさと納税先に申告することによって、寄付金控除がワンストップで受けれる特例的な仕組みを創設したものでございます。19ページから20ページにかけて、第10条の2第6項から第12項についてですが、28年度から、わが町特例が導入されることに伴い、各号規定の特例措置について、固定資産税課税標準の軽減割合を定めたものでございます。続きまして、20ページから24ページにかけてでございますが、20ページの第10条の3第1項から第9項についてですが、マイナンバー法の規定による個人番号又は法人番号の記載を規定、整備するものでございます。続きまして、24ページをお願いいたします。24ページから29ページにかけてでございますが、第11条から第15条ですが、地方税法の改正に合わせて、各項目の固定資産税の適用年度の改正を行ったものでございます。次に29ページ及び30ページをお願いいたします。第16条についてですが、これは平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車等新車に限り、排ガスや燃費性能の優れたものについて、税率を軽減する特例措置が適用されます。承認第1号の資料3、1枚ものでございますが、ご覧くださいませ。資料3でございますが、車両、車種区分、三輪⑥番から四輪以上貨物用自家用⑩番まで、それが該当車両でございます。まず対象車種でございますが、「1」電気自動車等でございます。「1」が16条第1項に適応させたものでございます。電気自動車等につきましては、三輪⑥番が千円から四輪の貨物自家用まで1,300円に税率を適用するものでございます。同じく「2」16条の2に対応するものでございますが、平成23年度燃費基準プラス20パーセント達成車につきまして、それぞれの税額を適用するものでございます。「3」平成23年度燃費基準達成車、16条の3項に対応するものでございます。3千円から3,800円までの税率を適用いたします。たびたびすみませんが新旧対照表の方にお戻りください。31ページから32ページにかけてでございますが、第22条第1項及び第3項でございます。こちらもマイナンバー法の規定による個人番号又は法人番号の記載の規定を整備するものでございます。以上で本則第1条の改正内容の説明を終わります。申し訳ございません。専決

処分書6ページをお願いします。本則第2条、真ん中どころでございますが、砥部町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。この改正は、平成26年3月31日付で専決処分し、平成26年第2回砥部町議会定例会においてご承認いただきました平成27年度分から適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始が1年延長され、平成28年度から適用されることに伴う改正でございます。またすみません、承認第1号資料3をお願いいたします。1枚もの、軽自動車税の関係でございます。今、ご説明させていただきました車種区分、原動機付自転車、ア500C以下①から⑤軽二輪まで及び下の農耕作業用のもの⑩から⑭まで。平成27年度は現行の欄の税率を適用し、平成28年度から改正税率を適用するものでございます。また、平成28年度から三輪以上の軽自動車⑥から⑩までに対して適用される重課税率というものを右端のところに記載しております。以上で本則第2条の砥部町税条例一部改正する条例の改正内容の説明を終わります。続きまして、専決処分書の方にお戻りください。7ページをお願いいたします。附則でございます。附則第1条施行期日について。この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号から第4号まで規定したものでございます。次に8ページをお願いします。附則第2条は、町民税に関する経過措置についてでございます。次に9ページ、附則第3条でございます。これは、固定資産税に関する経過措置についてでございます。次に10ページをお願いします。附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置についてでございます。同じく附則第5条は町たばこ税に関する経過措置についてでございます。これは旧3級品というたばこ、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄で、現行千本につき2,495円の税率を、10ページの真ん中どころ、(1)から(3)で段階的に税率を引き上げるものでございます。平成31年4月1日からは一般品の税率と同様に千本につき5,262円とするものでございます。第3項以下は手持品課税の実施に伴う所要の措置を規定したもので、この手持品課税とは、旧税率で仕入れたたばこを新税率に引き上げた後の価格で販売することによる不当利得の防止をするために実施するものでございます。11ページをお願いします。第4項は平成28年4月1日以降の税率引き上げに対応するものです。続きまして、13ページをお願いします。13ページ第9項では、平成29年4月1日からの税率引き上げに対応するものでございます。次に14ページをお願いします。第11項は平成30年4月1日以降の税率引き上げに対応するものでございます。次に15ページをお願いします。第13項は平成31年4月1日以降の税率引き上げに対応するものでございます。次に16ページをお願いします。附則第6条は、特別土地保有税に関する経過措置についてでございます。第7条は入湯税に関する経過措置についてでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。すみません、訂正をさせていただきます。承認第1号資料3、私の説明が、対象者のところでございますが、「2」、「3」平成32年度燃費基準のところを23年度と申し上げたというところ

ろを、32年度が正しい燃費基準の、将来的な燃費基準でございます。訂正させていただいたらと思います。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。井上議員。

○12番（井上洋一） ただいまの課長の説明ですが、資料3のこの四輪以上のところで結構なんですけど、もうちょっと簡単にわかりやすく、私はちょっと理解力が足りませんので、すみませんが。

○議長（平岡文男） 岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） 井上議員さんのご質問に対してお答えをさせていただきます。三輪以上、と言いますのは、四輪乗用、営業用が現行5,500円が、平成27年4月1日、6,900円で課税するというものでございます。これは、平成27年4月1日、1日だけ、購入された方について適用するものでございます。平成27年4月1日が、軽自動車税の賦課基準日でございます。その日に購入された方について、登録された方について、この新税率が適用されております。砥部町におきまして、平成27年4月1日基準日に1台だけ登録がございました。「1」、「2」、「3」につきましては、27年4月1日から28年3月31日までに新車を購入した対象車種について、28年度の税率をそれぞれに対応するものに適用するというものでございます。「1」につきましては、電気自動車、「2」につきましては、32年度の燃費基準プラス20パーセント達成者について、この額を適用する。「3」32年度の燃費基準達成者につきましては、「3」の税率をそれぞれ適用するというものでございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。森永議員。

○6番（森永茂男） 今に関連することなんですけど、資料3で重課税率でちょっと料金が高額になっておりますわいね。これは、要はどういう条件でこういう料金になっておるのか。たぶん10年か何年か経って、古い分に重加算で高くなっておるような、私の理解ではそうじゃなかったかと思うんですけど、ちょっとそこらへん、ちょっと私も理解不足で、お教えいただいたらと思います。

○議長（平岡文男） 岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） 森永議員さんのご質問にお答えいたします。軽自動車、三輪以上について、当該軽自動車が初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分に、軽自動車税に課するものでございます。以上で森永議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の、ご起

専決処分書にお戻りください。専決処分書、下のところ、附則でございますが、附則第1項では、施行期日について定めたものでございます。適用区分、裏面をお願いいたします。第1条の改正規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度までの国民健康保険については、なお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、承認第2号専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

### 日程第3 報告第2号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第3報告第2号砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 砥部町土地開発公社の26年度の決算状況及び27年度の予算につきまして、ご報告をさせていただきます。報告第2号をお手元をお願いいたします。報告第2号砥部町土地開発公社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。現在、土地開発公社は、土地は所有しておりません。土地の先行取得などの事業も現在は行っておりません。そのため、26年度の支出はございません。普通預金利息と出資金の配当分、資産が増加し、27年度に引き継いでおります。それでは、平成26年度決算から進めさせていただきます。18ページをお願いいたします。平成26年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。一番上の1、事業活動によるキャッシュ・フローの(1)利息の受取額が3,325円でございます。以下支出はございません。そのため一番下の6、現金及び現金同等物期末残高が3,325円増加し、1,115万9,762円となっております。この現金及び現金同等物であります1,115万9,762円と出資証券の1万円を合わせた1,116万9,762円が26年度末の公社

のすべての財産でございます。その内容につきまして、15 ページをお願いいたします。上の表でございますけれど、資産の部、1 流動資産で、普通預金が 115 万 9,762 円。定期預金が 1 千万円。これにつきましては、500 万円のもの 2 口でございます。うち 1 口は町からの出資金でございます。2 固定資産として、出資証券が 1 万円でございます。合計 1,116 万 9,762 円でございます。この内容につきましては、4 月 17 日に土居監事、大野監事に審査をしていただき、5 月 13 日の公社理事会で審議をしていただきました。次に、27 年度の予算につきましてご説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。平成 27 年度の砥部町土地開発公社予算でございます。27 年度予算は 3 月 18 日に公社理事会を開催し、審議していただき決定していただきました。27 年度も公社での公有地取得、土地造成事業などの事業計画はございません。第 2 条にありますように、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ 617 万 2 千円と定めています。予算の内容でございますが、4 ページをお願いいたします。平成 27 年度の収入は、1 款 1 項繰越金が 616 万 9 千円。受取利息が 2 千円。雑収入が 1 千円で合計 617 万 2 千円でございます。支出でございますが、1 款 1 項一般管理費が 4 万円。2 款 1 項予備費が 613 万 2 千円で合計 617 万 2 千円でございます。この予算に伴う平成 27 年度末の財産状況でございますが、10 ページをお願いいたします。平成 27 年度の予定貸借対照表でございます。平成 27 年度末で 1,113 万 2 千円の資産を持つ予定となっております。その内容は、現金と有価証券でございます。以上で報告第 2 号砥部町土地開発公社の経営状況につきまして、ご報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 2 号を終わります。

~~~~~

日程第 4 報告第 3 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第 4 報告第 3 号株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは、報告第 3 号についてご説明いたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成 27 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず初めに 26 年度の決算からご説明申し上げます。2 ページをお願いいたします。3 ページをお願いいたします。貸借対照表資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1 流動資産、8,311 万 4,220 円。内訳といたしまして、現金・預金、受取手形、売掛金、たな卸資産、未収入金。この未収入金 1,021 万 667 円につきましては、町からの人材育成事業補助金 800 万円と県の担い

手確保育成対策事業補助金 221 万 667 円でございます。2 固定資産でございますが、有形固定資産 25 万 8,006 円、無形固定資産 7 万 4,984 円、保証金、木材市場と取り引きするための保証金 10 万円、固定資産 43 万 2,990 円でございます。資産の部合計 8,354 万 7,210 円でございます。次に 4 ページをお願いいたします。負債の部でございます。右上の決算額を見ていただけたらと思います。1 流動負債でございますが、339 万 9,027 円。内訳といたしまして、未払金、未払法人税と未払消費税と預り金でございます。預り金につきましては、職員の社会保険料、所得税等の預り金でございます。負債の部合計 339 万 9,027 円でございます。資産の部でございます。1 の資本金、1 億 100 万円と、3 の利益剰余金、マイナス 2,085 万 1,817 円を足しまして、株主資本 8,014 万 8,183 円となっております。以上、純資産の部合計 8,014 万 8,183 円。負債・純資産合計 8,354 万 7,210 円となっております。次に 5 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1 売上金、2,625 万 7,157 円。内訳としまして、林業収入と運送収入の合計でございます。2 の売上原価はございませんので、売上総利益につきましては、2,625 万 7,157 円となりました。3 販売費及び一般管理につきましては、3,564 万 3,285 円となっております。詳細につきましては、6 ページを見ていただけたらと思います。右が 26 年度決算額です。左が 25 年度決算額です。合計欄の前年度対比しますと、385 万 7,845 円必要経費が減額となっております。主な原因につきましては、左科目の上から 4 段目の給料、10 段目の賃借料、作業用機械のリースです。11 段目の修繕費の減少によるものです。給料職員 1 名につきましては、労災適用ということで、休業補償を受けている状態で行っていました。また賃借料につきましては、3 年間のリース期間が終了し、無料払い下げを受けていたためリース料が減っております。作業機械はフォワーダーでございます。5 ページをお願いいたします。元に戻っていただきまして。1 の売上高から 3 の販売費及び一般管理料を引きますと、営業損失は 938 万 6,128 円となります。4 営業外収益 76 万 1,968 円がありますので、経営損失は 862 万 4,160 円ということになりました。6 特別利益、補助金収入でございますが、1,052 万 2,421 円でございます。主な内訳としまして、砥部町の人材育成事業補助金 800 万円、担い手確保育成対策事業補助金 221 万 667 円でございます。7 特別損失でございますが、パソコン入れ替えによる固定資産損失でございます。以上、税引前当期純利益 189 万 2,614 円から、法人税、住民税及び事業税 54 万 6,400 円を引きますと、当期純利益は 134 万 6,214 円となっております。なお、1 ページに 26 年度の事業報告を載せております。株式会社グリーンキーパーは、砥部町森林組合より搬出間伐、作業道開設等の素材生産事業及び町の入札や、町内業者、また一般の方からの依頼による支障木伐採等の事業を行いました。営業状況は、現場作業員 5 名でスタートしましたが、9 月に 1 名負傷し 4 名での作業となり、林業収入、運送収入ともに減りました。人数が少ない分、マンパワー減の影響が出たように思います。現在、人員確保のため、県林業労働確保支援センター及びハローワーク等に求人広告を出していますが、適任者がいない状況にあります。今後、安全衛生を重視し、搬出量の増加及

びコスト低減を図るとともに、町民の皆さんから期待される会社づくり、子どもたちに誇れる森人になるよう努力してまいります。業務の実施にあたっての各関係機関、また地元住民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。それでは8ページをお願いいたします。平成27年度の事業計画、経営方針でございますが、今年度は林業機械の導入を予定しており、目標値達成のために、安全作業及び作業工程の周知徹底、また、砥部町森林組合との連携を図り、施行箇所の確保等、搬出量の増大を目標に森人としての自信と誇りを持ち、次世代に引き継ぐべく森づくりに日々努力してまいります。また、人員確保のための求人も引き続き行っていきます。株主各位、また、町民の皆さまのより一層のご理解とご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、としています。9ページをお願いいたします。平成27年度収支予算でございますが、表の中どころ、平成27年度予算（B）を見ていただけたらと思います。売上高3,065万円を目標に、2販売費及び一般管理費3,657万5千円、3営業外収益1万2千円、特別収益1,050万円を見込んでおります。売上高計算内訳につきましては、内訳、販売費及び一般管理費内訳は10ページに記載しております。なお、特別収益につきましては、1,050万につきましては、町からの人材育成費800万円と、県の担い手確保育成対策補助金250万円を見込んでおります。以上、当期純利益は398万7千円を見込んでいます。なお、平成27年度において、国、県の補助事業の高性能林業機械購入事業を利用して、グラップル付バックホウを購入予定としております。また、消防署の指摘により、少量危険物貯蔵庫も設置するよう指摘を受けてますので、設置したいと思っております。以上、報告とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。三谷議員。

○16番（三谷喜好） 2点お尋ねをしたいと思います。まず1点は、7ページにあります、株主に対する取締役の提出者の中の、いわゆる上田代表取締役、以下6人の方の役員手当というのは、これは出されていないのかどうかというのがまず第1点。第2点は、これ単純なことで、上げ足取るんじゃないんですけど、私どもの理解が間違っておれば、これ会計課長にお尋ねするんが本当でしょうかね、監査委員のところですね、監査を行いましたよというところに、こういうふうに印刷したものに判をつくのも、あれかもしれないませんが、だいたい、署名の、監査に、署名に判をつくのが本当やないかと思うんですが、私が間違っておったら平に謝ります。教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡文男） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 三谷議員さんのご質問にお答えします。まず、役員手当については支払いをしておりません。また、署名、捺印でございますが、これにつきましては、一般論の話につきましては、署名はより確実性ということでの、署名という考え方、また、捺印につきましては、ルールどおりその監査しましたということで、捺印という考え方で、処理ができておると思っております。私が思っている部分はそうでございます。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。大野会計管理者。

○会計管理者（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問でございますが、本来あるべき方法としては、署名、押印であろうと私は考えてございます。

○議長（平岡文男） 三谷議員。

○16番（三谷喜好） 今、担当課の方がそういうふうに言われました。萬代課長のその便宜上はこれもいいかもしれんけど、やはり直筆のサインであって、最後のところにその印が半分ぐらいかかるような判のしかたっちゅうのが、やっぱり正規的なものじゃなかろうかと思っておりますので、これは次の分にも同じようなものが出ておりますが、そこら辺りを、やはり町がやるんですから、何も手間がいることではない、お金がいることでもない、あくまで本人の署名は原則にしてもらいたいと思っております。以上。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 報告第4号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第5報告第4号有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 報告第4号についてご説明いたします。有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに、26年度の決算からご説明申し上げます。5ページ、6ページをお願いいたします。貸借対照表資産の部、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1流動資産302万948円。内訳といたしまして、現金・預金、たな卸資産、仮払金、未収入金で、この未収入金220万7,796円の主なものは、3月分の指定管理料、公園清掃受託料、3月分の売店手数料でございます。2固定資産、40万14円でございます。内訳といたしまして、有形固定資産24万7,554円。これは農業集落排水施設でございます。無形固定資産14万5,600円、電話加入権でございます。投資その他の資産、車のリサイクル料6,860円でございます。1の流動資産と2の固定資産を足しまして、資産の部合計342万962円でございます。7ページをお願いいたします。負債の部でございます。1、流動負債でございますが、253万4,020円。内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金でございます。2固定負債290万4,345円、退職給付引当金でございます。以上、1の流動負債と2の固定負債を足しまして、負債の合計は543万8,365円でございます。次に純資産の部、1資本金533万円と、3利益剰余金マイナス734万7,403円を合計しまして、株主資本はマ

イナスの201万7,403円でございます。資産の部マイナス201万7,403円、負債・純資産の部の合計、342万962円となっております。次に8ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、右上の決算額を見ていただけたらと思います。1売上高1,821万2,671円。内訳としまして、売店売上高は577万4,372円。管理受託料は534万7,543円、指定管理料でございます。それと、神の森公園の管理委託料が入っております。売店手数料655万756円、販売手数料12%などでございます。賃貸料54万円。これは陶芸舎の家賃月4万5千円でございます。2売上原価は485万9,942円。売店仕入高は481万669円で、期末たな卸資産は58万8,964円がございますので、総売上は1,335万2,729円となっております。3販売費及び一般管理費につきましては、1,521万8,232円となっております。内訳の詳細は9ページをお願いいたします。右が26年度の決算額で、左が25年度決算額です。99万1,057円、販売管理費が増加しております。左の科目を見ていただきますと、それぞれの科目が全体的に増加した状況でございます。8ページに戻っていただきまして、2の売上総利益から3の販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失は186万5,503円となっておりますが、4の営業外収益90万9,348円、自動販売機手数料等がありますので、経常利益マイナスの95万6,155円ということになりました。以上、税引前当期純利益マイナス95万6,155円から法人税、住民税及び事業税8万1,400円を引きますと、当期純利益がマイナスの103万7,555円となりました。なお、1ページをお願いいたします。平成26年度事業報告です。(1)顧客サービス方針は、1から3の結果となりました。(2)販売及び収益に関する方針1でございますが、販売目標を6千万円とする。結果、最終売上は5,510万円となり、目標売上は達成できませんでした。3客層が若者及び家族連れが多くなってきたので、販売商品の品揃えを充実させていくようにする。結果、出荷者協議会会員の商品と重なるものが多いので、仕入商品の品揃えの充実を拡大することはあまりできなかった。5デイケアサービス業者の利用が増加傾向にある。今後は、近隣のデイケアサービス業者に対して、イベント情報を提供し、収益増加につなげていく。結果、デイサービス業者に対しては、利用していただいたときに、イベント情報を提供することはできたが、実際に訪問営業までは実施できなかった。しかし、利用業者の要望を最大限聞き入れるように対応することにより、その結果、デイサービス業者がよく利用してくれた。(3)経費縮減につきましては、1から3の結果となりました。(4)人員配置、正職員1名、パート3名。人員配置に関しては、適切に配置することができた。(6)催事の企画運営は、年間14回開催しました。結果は表のとおりでございます。イベント名、開催日時、レジ通過者、売上金でございます。2役員会開催、3社員総会開催は平成26年5月20日開催いたしました。次に12ページをお願いいたします。平成27年度事業計画。(1)顧客サービス方針ですが、4を見ていただけたらと思います。庭先集荷サービスを充実させ、出荷者に対しても出荷しやすくする。それにより、野菜の出荷量が増えて、お客様へ対するサービスの充実を図る。(2)販売及び収益に関する方針ですが、6庭先集荷サービス利用の応募者を募り、

野菜等の出荷量を増やし、収益増加につなげていく。(3)は経費縮減でございます。(4)は人員配置でございます。(5)は施設管理に関する方針は、1から5でございます。(6)営業日につきましては、全日営業、ただし、12月31日から1月3日は休館。4月1日から10月31日につきましては、営業時間は8時から18時。11月1日から3月31日は、営業時間8時から17時としています。15ページをお願いいたします。平成27年度収支予算でございます。収入の部、売店売上は105万円でございます。指定管理料428万円。公園管理費委託料127万円。売店販売手数料680万円。雑収入100万円。賃貸54万円。合計1,494万円としております。支出の部につきましては、表の左から2番目、左下から2段目、純利益ゼロとしまして、合計1,494万円としております。なお、先ほど平成27年度事業計画で顧客サービス方針、販売及び収益に関する方針で、庭先集荷サービスの利用者を募り、野菜等の出荷量を増やしていくとしていますが、すでに峡の館出荷者協議会運営委員会を2回ほど開いていただきまして、産業開発公社が収出荷の実施運行要領案を作成してあります。1運行日、運行ルート、登録出荷販売に必要な経費、集荷手数料でございます。出荷に関しての条件として、収集対象者等の出荷ルールを14項目。ただし、これはあくまでも施行してみても見直していくということで、産業開発公社と出荷者協議会役員の合意ができております。また、砥部町としましては、このままでは経営ができなくなるのではということございまして、販売手数料の見直し、値上げでございます。お願いをさせていただいた状況でございます。以上、報告とさせていただきます。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。政岡議員。

○9番(政岡洋三郎) たぶんこれ、予算書を作っておるということは、予算書によって会社運営をしてるのではないかと思うわけですが、それであれば、予算書にない項目が支出されておるようですが、極端に言えば、諸会費、これ今予算書に、今まで26年度まではなかったと思います。初めて27年度に諸会費を計上しておりますけど、26年度までは諸会費というのはなかったと思うんですが、それなのに諸会費ということで、支出をとすることはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長(平岡文男) 萬代産業建設課長。

○産業振興課長(萬代喜正) 政岡議員さんのご質問にお答えします。ちょっとわかりませんので、すぐ調べて報告をさせていただけたらと思います。

○議長(平岡文男) 政岡議員。

○9番(政岡洋三郎) 27年度の収支予算書案のところを見てもらったら、諸会費のところ、前年度はゼロやと思うんですね。だけど、26年度の決算書では3万4千円払っておるでしょ。

○議長(平岡文男) 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） ちょっとわかりませんので、ちょっと確認させていただけたらと思います。

○議長（平岡文男） あとで報告で構いませんか。他に。井上議員。

○12番（井上洋一） ちょっと、私が説明聞き漏れとったら申し訳ございません。この13ページの計画の中の（4）の人員配置で、正職員1名、臨時職員3名と入ってます。それとそのあとの15ページ、収支予算書、支出の部で、雑給、臨時職員4名分と、その下に、給与手当、正職員1名分となってるんですが、その辺整合性があるんですかね。

○議長（平岡文男） 萬代振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えします。これにつきましては、定期的に臨時3名で運営しておりますけれども、特別に公園委託料とか分割で受注した時に、臨時的に雇用したり、お手伝いをしてもらう人の賃金ということでございます。

○議長（平岡文男） 井上議員。

○12番（井上洋一） それだったら、13ページの（4）の人員配置の表現方法をちょっと変えるべきではないんですか。これは正職員1名、臨時職員3名を配置するとなっておりますから、それで言ってるわけです。その辺の整合性はあるんですか。以上です。

○議長（平岡文男） 萬代振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問のとおり、適正に細かく人事については、その部分の報告をするようにいたします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は55分です。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（平岡文男） 再開をいたします。先ほどの政岡議員の質問につきまして、萬代産業課長からの答弁がございます。萬代課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 政岡議員さんのご質問にお答えします。27年度予算で諸会費とございますが、この費用は商工会連盟、商工会、観光協会の会費ということでございます。26年度につきましては、雑費の中の15万から支出しておりましたけれども、今回新しい科目をあげまして、また雑費や15万そのまましておるのは、イベント関連ということで、今後もイベントを開催したいということで、予算は15万そのままにしたという状態でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。



日程第6 報告第5号 平成26年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第6報告第5号平成26年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 報告第5号平成26年度砥部町繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告をさせていただきます。報告第5号をお手元にお願いをいたします。報告第5号平成26年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成26年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、計算書をご覧ください。総務費5件、商工費1件、土木費12件、教育費1件、合計19件につきまして、繰り越しをいたしました。一番上の総務費、1項総務管理費の地方版総合戦略策定業務、次の社会保障・税番号制度導入に係るシステム整備事業につきまして、国の補正予算に伴い、26年度の補正予算に計上して繰り越したものでございます。次の集会所整備事業につきましては、高尾田集会所新築工事が26年度内に完成できないため、補助金の全額を27年度に繰り越したものでございます。次の地域消費喚起事業の、失礼しました、地域消費喚起事業、その次の地域公共交通推進事業、次の7款商工費、1項商工費の峡の館農産物収集車購入につきましては、国の補正予算に伴い、26年度の補正予算に計上して繰り越したものでございます。そのうち、地域消費喚起事業につきましては、プレミアム付き商品券の発行事業でございますが、これにつきましては、予算計上時は、県商工連合会が発行するもの以外に町が主体でプレミアム付商品券を発行する予定でございました。その後、砥部町商工会との協議によりまして、砥部町商工会が主体となって発行することになりました。そのため、商品券、売上金の収入、そして、その支払いにつきまして、歳入歳出予算に計上したものを除き、県商工会連合会と砥部町商工会に対する補助金分だけ繰り越しをいたしました。8款土木費、2項道路橋りょう費につきましては、11件繰り越すものでございます。これらにつきましては、用地取得が年度内に完了できないことや、設計変更などにより工事費、用地費、補償費を繰り越したものでございます。また、一番下の赤坂橋新設改良工事委託料につきましては、工事を県に委託しており、県事業が繰り越しとなったため委託料を繰り越すものでございます。5項住宅費の町営住宅川下団地外部補修工事につきましては、入居者等との調整に時間を要したため工事費を繰り越したものでございます。10款教育費、6項保健体育の陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ整備工事につきましては、芝が定着しないために支払い済みの額を除き繰り越したものでございます。以上19件につきまして、既収入

特定財源といたしまして、国庫支出金 5,720 万 3 千円。未収入特定財源といたしまして、国・県支出金 2,193 万円、地方債 3,970 万円、一般財源 1 億 2,398 万 7 千円を財源といたしまして、2 億 4,282 万円を繰り越すものでございます。以上で報告第 5 号平成 26 年砥部町繰越明許費繰越計算書につきましてのご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。三谷議員。

○16 番（三谷喜好） 集会所の繰越明許がございしますが、珍しいことだと思います。だいたい 2,286 万の繰り越しがあった、それを工事中にいわゆる埋蔵文化物が出たとか、そういうので遅れることはあろうと思いますが、他に原因があったんでしょうか。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。これにつきましては、当初建築の設計に関しまして、設計の変更が発生いたしました。それに伴いまして、建築確認、申請が遅れてまいりました。その関係で 26 年度内に完成できなかったというものでございます。

○議長（平岡文男） 三谷議員。

○16 番（三谷喜好） 今の説明の中に、設計変更が生じた。それも大きなもんじゃなくてね、設計変更が生じるということは、設計者の未熟さと言うちゃ言葉悪いですけど、そういうのが発生したのか、したけど、地元の方がね、やっぱりこうにしてもらいたいという附属的なあとの提案があって、そうなったのか。2 つお尋ねします。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。これにつきましては、設計の内容でございすけれども、それが年度内に完成できる内容であったのかどうかというようなところの議論をさせていただきました。その中で、当初設計をしていた工法、これがこのままでは年度内に完成させるのが難しいということで、別の工法に変更したというふうなことを高尾田区から報告を受けております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 三谷議員。

○16 番（三谷喜好） 今のご答弁でいいですか。町長、いいですか、あれで。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 集会所の件でございすけれども、設計内容が色々変わっていったと、そういったことで、その最終的に設計の変更が決着するのが地元の中で遅れたと、それからの確認申請というふうなことがございすから、確認申請もそれに伴って遅れたということで、発注時期が遅れたということで、完成が年度内に行われなんだということでございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第6号 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告について
(報告、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第7報告第6号砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 報告第6号についてご説明をさせていただきます。砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告について。新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年法律第31号、第8条第1項の規定により、別紙のとおり砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したもので、同条第6項の規定により報告する。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。本件につきましては、3月の全員協議会で事前説明をさせていただきましたが、本議会で正式にご報告をさせていただきます。お手元に砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画、それとその要点をまとめた資料があるかと思いますが、この1枚ものの資料の方でご説明をさせていただきます。以下新型インフルエンザ等対策行動計画のことを行動計画と略させていただきますのでご了承ください。1計画の位置づけについてでございますが、平成24年5月に新型インフルエンザ等から国民の生命、健康を保護し、生活や経済への影響を最小限にすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。この法律の規定により、国、県、市町村は、行動計画を作成することとなっており、本県では、愛媛県行動計画に基づきまして、各市町が行動計画を作成しております。2番目の対象となる感染症でございますが、この行動計画の中では、新感染症、つまり全国的かつ急速なまん延の恐れのある未知の感染症も対象となっております。なお、新型インフルエンザ等感染症のうち、新型インフルエンザとは、人から人に感染するように変異した病原性の高い鳥インフルエンザなどのことでございます。また、再興型インフルエンザとは、スペイン風邪のようにかつて世界的規模で流行し、その後流行することなく長期間が経過しているインフルエンザでございます。次の3の対策の目的でございますが、最初に申し上げました特別措置法の目的と同じでございます。4発生時に実施する主な措置、対策でございますが、まず、県内外の発生状況等につきまして、国、県、関係機関と情報の収集や共有を行うとともに住民へ適切な情報提供を行います。予防、まん延の防止といたしましては、外出の自粛をお願いしたり、県と連携して施設や学校の臨時休業などの要請を行います。また、国が行う特定接種、つまり医療関係者などの予防接種に協力をいたしましたり、住民に対する予防接種を実施いたします。住民の生活及び地域経済の安定に関する対策といたしましては、県と連携して、医薬品、食料品といった緊急物資の流通や運送の確保を行うとともに事業者に対しまして事業継続に不可欠な重

要業務のみに業務を縮小していただく等の要請を行います。裏面をご覧ください。裏面に砥部町行動計画における主な対策を感染症の発生後の段階別にまとめております。実際には社会の緊張により、様々な事態が生じることが想定されますので、特に県内の感染拡大時におきましては、県、近隣市町と緊密に連携し、臨機応変に対応していくことになろうかと思われまます。以上簡単ではございますが、砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画に関する報告とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。三谷議員。

○16番（三谷喜好） ページ、25 ページです。遺体の火葬の安置という、イのところですね。火葬場がいわゆる能力が限界を超えた時に、一時的に安置する場所の確保と書いております。どういうところを検討されとんでしょうかね。場所とは。

○議長（平岡文男） 相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 三谷議員さんのご質問にお答えします。具体的には、県と協議することになろうかと思われまますが、町の施設とかで、この対応は行っていくようになるかと予測されます。ちょっと現時点では、その程度のことしかまだお答えできませんので、ご了承ください。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めまます。以上で、報告第6号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 議案第36号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第8議案第36号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めまます。相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 議案第36号のご説明をさせていただきます。砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について。砥部町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を次ように定める。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、裏面をご覧ください。平成27年7月から砥部町母子家庭医療費の助成の範囲を父子家庭まで拡大するため、所要の改正を行うものでございます。ひとり親世帯の医療に係る経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉増進の充実を図るものでございます。改正の内容につきましては、議案第36号資料の新旧対照表をご覧ください。1ページでございますが、1ページの題名及び第1条中の母子家庭を、ひとり親家庭に改めまます。これにつきましては、以下を含めて全部で8箇所同様の改正がございます。続いて、第2条第2号中、女子を者に改めまます。これにつきましても、以下を含め全部で4箇所同様の改正がございます。続きまして、同条同項中第6条第1項に定める者を第6

条第1項及び第2項に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子、に改めます。2ページをお願いいたします。第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に第4号といたしまして、祖父と孫又は兄と弟妹からなる家庭であって、町長がひとり親家庭に準ずると認めるものを加えます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則の第1項といたしまして、この条例は、平成27年7月1日から施行するとしております。次に経過措置といたしまして、第2項、改正後の砥部町ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとしております。次に第3項として、この条例の改正に伴い、砥部町子ども医療費助成条例の一部改正を行います。先ほどの資料の4ページをご覧ください。一番最後のページでございます。第5条第2項中、母子家庭をひとり親家庭に改めるものでございます。以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） 新しく拡大されていいとは思いますが、この資格者の中です。例えば、ここに書いている以外の、例えば親戚のおじとかおばとかしかいないとかいう場合、ひょっとしてあるんじゃないかなというように思うんですが、それはこの中には今含まれてませんよね。おじ、おばです。私が言ってるのは。それが、そういうことが考えられるかもしれないので、何か、ひょっとしたら項目として必要じゃないかなというふうにちょっと思ったものですから。いかがでしょうか。

○議長（平岡文男） 相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。このひとり親家庭の医療の対象となりますのは、児童と児童を看護する、すみません、児童を看護する配偶者のいない女子、今回の改正により配偶者のいない男子、それと母子状態に準ずる祖母と孫、妹と弟妹、父子家庭に準ずる祖父と孫、兄と弟妹、それと父母のいない児童で、父母のいない児童というときは、基本的に児童養護施設とか、そういったところに入所している方が対象となります。佐々木議員さんがおっしゃられました今の対象者に該当しない場合ということであったかと思うんですが、その場合は、この医療の対象としては認められないのではないかと思います。町長が母子家庭、父子家庭に準ずると認める場合というところの解釈でございますが、そこところは、もう少しちょっと調べさせていただけたらと思います。

○議長（平岡文男） 佐々木議員かまんですか。他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 9 議案第 37 号 平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 38 号 平成 27 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、各委員会付託）

○議長（平岡文男） 日程第 9 議案第 37 号、日程第 10 議案第 38 号の平成 27 年度補正予算 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは一般会計予算と介護保険事業特別会計の補正予算の全体的なところにつきまして、ご説明をさせていただきます。初めに一般会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元にお願いをいたします。平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号の 1 ページをお願いをいたします。今回の補正は、歳入歳出予算補正のほか地方債補正を計上しております。議案第 37 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号。平成 27 年度砥部町の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 274 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 3,978 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、地方債補正。地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。平成 27 年 6 月 12 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず歳出ですが、3 ページをお願いをいたします。2 款総務費でございますが、1,401 万 6 千円を追加し、9 億 1,447 万 3 千円といたしました。1 項総務管理費で、満穂地区の神輿の購入費に対する補助金 250 万円。3 項戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード、通知カードの交付に関する経費 768 万 6 千円などを追加いたしました。3 款民生費でございますが、5,887 万 5 千円を追加し、24 億 7,033 万 3 千円といたしました。1 項社会福祉費で、昨年度に引き続き臨時福祉給付金の支給経費 3,642 万 7 千円。介護保険法等の改正により第 1 号保険料の軽減額に対する介護保険事業特別会計に対する繰出金 408 万 3 千円。2 項児童福祉費で、昨年度に引き続き子育て世帯臨時特例給付金 1,034 万 5 千円。子育て用品購入費助成事業 361 万 8 千円。赤ちゃんふれあい体験事業、子育てサポートブック作成事業などの地域少子化対策強化事業 348 万 9 千円などを追加いたしました。その他、一般財源を 609 万 2 千円減額する財源組替を行っております。4 款衛生費でございますが、692 万 3 千円を追加し、7 億 2,153 万 2 千円といたしました。1 項保健衛生費で、山並団地内の汚水管の修繕に 617 万 3 千円などを追加いたしました。6 款農林水産業費でございますが、3,067 万 2 千円追加し、2 億 3,025 万 1 千円といたしました。1 項農業費で簡易ハウス、無加温ハウスの整備に対する補助金

1,795万2千円。新規就農者が整備する機械等の購入費に対するJAえひめ中央への補助金222万7千円。2項林業費で、グリーンキーパーが整備するバックホウの購入に対する補助金800万円などを追加いたしました。7款商工費でございますが、1,573万8千円追加し、1億6,771万円といたしました。県の運動公園入り口付近などの国道33号中央分離帯や郵便ポストに砥部焼モニュメントを設置するため、モニュメントの製作費、工事費1,189万2千円などを追加いたしました。8款土木費でございますが、7,355万9千円追加し、5億8,129万8千円といたしました。2項道路橋りょう費で、道路維持工事1,800万円。道路新設改良費で町道原町上の段線他1線、町道町裏線道路拡幅工事など、5,470万9千円などを追加いたしました。9款消防費でございますが、129万6千円を追加し、4億6,117万円といたしました。防災行政無線を受信することができる戸別受信機60台の購入費を追加いたしました。10款教育費でございますが、166万3千円追加し、14億1,794万6千円といたしました。教員住宅の修繕費、高市地区テレビ組合に対する光ケーブル化工事負担金などの経費を追加いたしました。その他、保健体育費で一般財源を1千万円減額し、財源組替を行っております。以上2億274万2千円追加し、77億3,978万6千円とするものでございます。この財源でございますが、9ページをお願いいたします。国県支出金1億164万6千円。地方債1,550万円。その他、諸収入、使用料でございますが、333万6千円。差引一般財源、普通交付税と繰越金でございますが、8,226万円でございます。次に地方債補正でございます。4ページをお願いいたします。補正前の限度額460万円を1,550万円増額し、2,010万円とするものでございます。これは今回補正いたします町道町裏線道路拡幅工事の財源で過疎債を当てるため、過疎債を増額するものでございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。予算書をお手元をお願いいたします。平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算の1ページをお願いいたします。今回の補正は保険事業勘定と介護サービス事業勘定で、保険事業勘定につきましては、財源組替のみでございます。議案第38号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号。平成27年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,644万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月12日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、保険事業勘定でございますが、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、ご覧のとおり歳出補正はございません。2ページをご覧ください。歳入でございます。一般会計補正予算で、民生費の

補正でご説明いたしました。介護保険法等の改正により第1号保険料が408万3千円減額されます。介護保険料を408万3千円減額し、その軽減分を一般会計から介護保険事業特別会計に繰り入れるため、一般会計繰入金も408万3千円増額するものでございます。次に介護サービス事業勘定でございますが、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款サービス事業費を79万3千円追加し、4,642万9千円といたしました。介護報酬改定に伴い介護職員処遇改善加算分として、居宅介護サービス事業委託料を69万3千円増額いたしました。その他、制度改正等によるシステム改修委託料を10万円追加いたしました。歳入でございますが、4ページをお願いいたします。介護給付費収入69万3千円とシステム改修費に充てるため、一般会計から10万円を繰り入れを行います。以上で一般会計と介護保険事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。政岡議員。

○9番（政岡洋三郎） 一般会計の補正予算書の一番最後の32ページの2の地方債の件ですが、25年度末の現在の地方債と、25年度の決算の成果表に記載されておった金額とが、合わないのですが、その原因は何かということと、この表題から考えると、これは私の解釈が間違っておるかもわからないのですが、26年度末現在高じゃなしに、26年度末現在見込額のように感じるわけなんですけど、そこどんなですか。その2点お聞きいたします。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 政岡議員さんのご質問にお答えをいたします。まず予算書の最後の32ページの表でございますけれども、これにつきましては、当初予算編成の時点と決算時点との時点の違いということでございます。それで、当然繰り越しとか、事業費の減少、そして利率の見直し等がその後入っておりますので、数値は成果説明書の金額と異なっております。そして、この表の表現でございますけれども、これにつきましては、当初予算の表に合わせておるということでございます。以上でございます。よろしくお聞きいたします。

○議長（平岡文男） 政岡議員。

○9番（政岡洋三郎） この表題から考えたら、及びとなるということは、見込みやないんかと思うんですけど。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 政岡議員さんのご質問にお答えさせていただきます。この表現の仕方につきましては、今後、適切な表現の仕方というふうなことで改善の方を検討させていただきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） この議案書の概要の方がわかりやすいんで、2点4ページ、5

ページで、まず、4款の衛生費のところですね、不妊治療助成費の一部を助成しますということで、75万円を追加しますというふうに出てるんですが、私ちょっと詳しいことがわからないんですが、かなり長期間にわたって多分治療を受けられるんだと思うんですけど、上限とか期間だとか、そういうのがどういう内容になるのかが第1点。それから5ページの商工費のところ、ユーチューブに広告を出すということで、384万6千円追加というふうになってるんですが、このユーチューブで、ここでは砥部焼の宣伝というふうに当然書いてるんですけども、他にも活用が、この関係経費を出したことで、広げて活用できるのかどうか。この2点です。

○議長（平岡文男） 相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。不妊治療の助成の限度額でございますが、1年度に1回で5万円が限度でございます。そして、この回数は、通算で5年間の助成となっております。以上です。

○議長（平岡文男） 萬代課長。

○産業振興課長（萬代喜正） ユーチューブ関係のPR広告でございますが、今のところ砥部焼という形で、コマーシャルの秒数といたら30秒から40秒程度という形としておるので、非常に短い部分でございますので、まずは砥部焼で始めて、挑戦というわけじゃなですけど1回やってみて、いろんな形の中でPR拡大をという考え方をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号及び議案第38号については、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第37号及び議案第38号の平成27年度補正予算2件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6月19日の本会議でお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。本日は、これで散会いたします。

午前11時37分 散会

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 6 月 19 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 6 月 19 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠席議員	2 番 古川孝之		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 副町長 上田 文雄 教育長 武智 省三 総務課長 重松 邦和 広田支所長 佐伯 修二 企画財政課長 大江 章吾 戸籍税務課長 岡田 洋志 保険健康課長 相原 清志 介護福祉課長 門田 伸介 建設課長 白形 敏明 産業振興課長 萬代 喜正 生活環境課長 柿本 正 国体推進課長 西松 伸一 会計管理者 大野 哲郎 学校教育課長 坪内 孝志 社会教育課長 前田 正則		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	1 人		

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

日程第 1 議案第 36 号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について

日程第 2 議案第 37 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 38 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議員派遣

・閉 会

平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会
平成 27 年 6 月 19 日（金）
午前 9 時 30 分開議

○議長（平岡文男） ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第 1 議案第 36 号 砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正について
（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第 1 議案第 36 号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 36 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 36 号砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正については、母子家庭に限っている現行の受給資格者に、父子家庭を加え、ひとり親家庭への医療費助成を拡大するために改正するもので、題名及び条文中の母子家庭をひとり親家庭に改めるほか、所要の改正を行うものです。また、この改正に伴い、砥部町子ども医療費助成条例で引用している本条例の題名を改めています。なお、この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 36 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号 平成27年度砥部町一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議案第38号 平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第2議案第37号及び日程第3議案第38号の平成27年度補正予算2件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第37号平成27年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費では、国体推進事務と環境衛生事務に従事する臨時職員2人を雇用するため、賃金を305万2千円増額、広田地区の衛星インターネット受信機器の移設委託料18万8千円を増額、公会計シンポジウムへの参加旅費を12万6千円増額、町民を中心としたバランスシート探検隊の実施に要する経費33万4千円を増額、自治総合センター助成金を財源として、満穂地区の神輿の新調に対するコミュニティ助成事業費交付金250万円を増額、マイナンバー制度で使用する通知カードや個人番号カードの交付に伴う経費768万6千円を増額、監査委員の研修会参加旅費13万円を増額しています。消防費では、防災情報を確実に伝達するため、自主防災組織会長宅や消防団分団長宅等へ配備する戸別受信機60台の購入費129万6千円を増額しています。次に、歳入については、2億274万2千円の増額で、地方交付税を5千万円増額、使用料及び手数料を79万5千円増額、国庫支出金を7,060万9千円増額、県支出金を3,103万7千円増額、繰越金を3,226万円増額、諸収入を254万1千円増額、町債を1,550万円増額しています。また、地方債補正では、町道町裏線道路改良事業に充当するため、過疎対策事業債の限度額を1,550万円増額し、2,010万円とする補正がなされています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第37号平成27年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会の歳出の主なものは、衛生費、環境衛生費関係では、山並団地内污水管の破損、漏水に伴う補修工事費617万3千円を増額しています。農業費では、果樹戦略品種等供給力強化事業として、愛媛果試第28号のブランド化を推進するため、簡易ハウス23戸、無加温ハウス4戸の整備に対する補助金1,795万2千円を増額、新規就農者拡大促進事業として、新規就農者の生産活動を支援するため、JAえひめ中央が実施する農業用機械等の導入に対する補助金222万7千円を増額しています。これらの事業には、それぞれ県の補助金を活用しています。また、町単独土地改良事業として、かんがい排水3件と災害復旧2件の工事に対する補助金142万7千円を増額し

ています。林業費では、林間休憩施設こぶしの家のトイレを、バリアフリー化するための工事費 43 万 2 千円を増額、有害鳥獣対策として、電気柵 8 基と金網柵 200 枚の設置に対する補助金 63 万 4 千円を増額しています。また、森林そ生緊急対策事業として、株式会社グリーンキーパーのグラップル付バックホウ導入に対する補助金 800 万円を増額しています。この財源には、県の補助金 400 万円を充てています。商工費では、砥部焼を広く PR するため、大手動画サイトユーチューブに広告を掲出するための経費 384 万 6 千円を増額、国道 33 号中央分離帯と原町・砥部・広田・松山南の 4 か所の郵便局の郵便ポストに、砥部焼のモニュメントを設置するための経費 1,189 万 2 千円を増額しています。土木費では、公共土木積算システム関連端末の設定委託料を 13 万円増額、生活道路川井大畑線と町道外山影の付線の道路維持費 1,800 万円を増額、県道原町上の段線他 1 線や町道町裏線の改良工事などの道路新設改良費 5,470 万 9 千円を増額しています。また、高市区の NHK 共聴ケーブル光化工事に伴い、町営住宅の工事負担金 72 万円を増額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第 37 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、消費税率引き上げに伴う低所得者支援のため、町民税非課税者を対象に、1 人 6 千円の臨時福祉給付金を支給するための経費 3,642 万 7 千円を増額しています。この財源は、全額、国庫補助金を充てています。また、介護保険法改正に伴う低所得者の第 1 号保険料軽減に係る介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金を 408 万 3 千円増額、介護伝送システム改修に伴う介護サービス事業勘定への繰出金 10 万円を増額しています。児童福祉費関係では、消費税率引き上げに伴う子育て世帯支援のため、児童手当受給者を対象に、児童 1 人につき 3 千円の臨時特例給付金を支給するための経費 1,034 万 5 千円を増額しています。この財源は、全額、国庫補助金を充てています。また、少子化対策の一環として、満 1 歳未満の乳児の保護者に対し、乳児 1 人につき、1 か月当たり 2 千円相当のおむつ購入費を助成するための経費 361 万 8 千円を増額するとともに、赤ちゃんふれあい体験事業、子育てサポートブック作成事業及び子育て支援ウェブサイト構築事業を行うための関係経費 348 万 9 千円を増額しています。医療費助成関係では、子ども医療費助成事業費において中学生の通院費用無料化に係る財源に国庫補助金を充てるため、財源組替を行っています。また、7 月 1 日以降の医療に係る父子家庭医療費助成事業費 81 万 3 千円を増額しています。衛生費、保健衛生費関係では、県が実施している特定不妊治療費助成の受給者に対し、治療費の一部を助成するため、交付金を 75 万円増額しています。教育費関係では、教員の増員に伴い、教師用教科書・指導書を追加購入するため消耗品費を 18 万 7 千円増額、教職員住宅への入居者の増に伴い、修繕料

を25万2千円増額、山村留学センター入所児童数が当初見込みより2人増となったことに伴い、給食用賄材料費など関係経費を48万3千円増額、高市区でのNHK共聴ケーブル光化工事に伴い、教職員住宅、山村留学センター、高市小学校の工事負担金あわせて24万円を増額しています。また、麻生小学校の学校生活支援員の通勤手当を9万1千円増額、幼稚園の新規採用教員の研修旅費3万5千円を増額、砥部幼稚園の雨水配水管の修繕料9万9千円を増額、坂村真民氏が紹介されている教育シンポジウムふるさと愛媛の明日を拓く報告集の印刷製本費20万円を増額、学校給食に係る栄養管理システム改修委託料7万6千円を増額しています。また、陶街道ゆとり公園武道場建設工事に係る財源に県補助金を充てるため、財源組替を行っています。次に、議案第38号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号については、保険事業勘定で、低所得者の第1号保険料軽減分に係る現年度分普通徴収保険料を408万3千円減額し、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金を408万3千円増額する財源組替を行っています。介護サービス事業勘定では、介護報酬改定に伴い、町が運営を委託している通所介護サービス事業に係る介護職員処遇改善加算率が1.9%から4%に見直されたことにより、この加算分に見合う委託料を69万3千円増額しています。この財源は、全額、通所介護費収入で賄っています。また、介護保険制度の改正に伴う介護伝送システム改修委託料10万円を増額しています。この財源には、一般会計繰入金を充てています。以上、議案第37号及び第38号の2議案については、いずれも適正な補正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行いたいと思います。

議案第37号平成27年度砥部町一般会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第38号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 38 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前 9 時 54 分 休憩

午前 10 時 08 分 再開

~~~~~

#### 日程第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、採決)

○議長（平岡文男） 再開をいたします。日程第 4 諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 27 年 6 月 19 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町総津 785 番地。氏名、佐々木茂次郎。生年月日、昭和 15 年 7 月 21 日。提案理由、佐々木茂次郎委員は、平成 27 年 9 月 30 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡文男） お諮りします。本件については質疑及び討論は省略して採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって本件は、質疑及び討論は省略して採決することに決定をいたしました。

諮問第 3 号の採決を行います。諮問第 3 号は適任であると答申することに賛成の方のご起立願ひます。

[起立多数]

○議長（平岡文男） ご着席ください。起立多数でございます。よって、諮問第 3 号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 5 議員派遣

○議長（平岡文男） 日程第5議員派遣についてを議題とします。お諮りします。7月6日にメルパーク松山で開催される平成27年度第1回町議会議員研修会並びに8月に開催予定のこども議会及び議会報告会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、ただいま申し上げたとおり派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これで、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。会議を閉じます。町長ご挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、6月11日から本日までの9日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算の執行に当たりましては、高いコスト意識を持って大切に執行させていただきます。そして、議員の皆様から、会期中に承りました様々なご指摘、ご指導は、これからの町政運営に活かしてまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。これから、暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 以上をもって、平成27年第2回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時13分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員